

「電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」(平成3年12月24日付け3資庁第14230号) についての解釈について

平成16年11月22日  
経済産業省産業技術環境局  
リサイクル推進課長  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力基盤整備課長

標記通達に関する解釈については、以下の通りとします。

別表における「(注) 土地造成材とは、地方公共団体又は地域振興整備公団その他これに類するものが実施する土地造成事業又は土地整備事業であって法律に基づいて行われるものに対して供給される石炭灰とする」の記載に関し、港湾法上の重要港湾及び地方港湾の港湾計画に基づいて行われる公有水面埋立(廃棄物最終処分場の埋立工事を含む)において電気業に属する事業者が供給する石炭灰は、土地造成材に該当すると理解される。